

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と翌日が休日には、その翌日)

目次

◆条例

鳥取県農業試験場手数料条例

鳥取県パーキング・メーターワーク手数料条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二関スル条例の一部を改正する条例

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する係の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

災害遭災手当助成条例の一部を改正する条例

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県農業試験場手数料条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻

三

鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例
鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県農林団体組職整備助成条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
鳥取県警察職員条例の一部を改正する条例
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県警察証明書交付手数料条例の一部を改正する条例
風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例
鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例
鳥取県立高等学園等設置等に関する条例の一部を改正する条例
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県条例第一号

鳥取県農業試験場手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 鳥取県農業試験場において行う土壤等の分析又は各種証明書の交付については、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 前条の手数料の額は、別表のとおりとする。

(既納の手数料)

第三条 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附 則

1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例（昭和十年三月鳥取県条例第4号）
- 二 鳥取県肥料検査手数料条例（昭和二十八年四月鳥取県条例第二十二号）

別表（第二条関係）

区	分	金額
一 土壤分析		

1 水分恒数、透水係数又は土壤三相	1 項目につき	五百円
2 粒径組成	一件につき	八百円
3 団粒組成	一件につき	五百円
4 水素イオン濃度、置換酸度又は電気伝導度	一項目につき	三百円
5 腐植、置換容量、窒素、燐酸、カリ、石灰、苦土、珪酸、塩素又は磷酸吸収係数	一成分につき	五百円
6 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	一成分につき	千円
7 有機塩素剤又は有機燃焼剤	一成分につき	五百円
8 カーバメイト剤	一件につき	三千五百円
9 作物体分析	一成分につき	五百円
10 硝酸、カリ、石灰又は苦土	一成分につき	五百円
11 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	一成分につき	千円
12 有機塩素剤又は有機燃焼剤	一成分につき	三千五百円
13 カーバメイト剤	一件につき	五百円

三 かんがい水分析

1 水素イオン濃度又は電気伝導度	一項目につき	三百円
2 過マンガン酸カリ消費量	一件につき	三百円
3 窒素、燐酸、カリ、珪酸、塩素、石灰 又は苦土	一成分につき	五百円
4 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガン、 鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カド ミウム、水銀又は鉛	一成分につき	千円
5 有機塩素剤又は有機燐剤	一成分につき	千円

1 水分	一成分につき	三千五百円
2 窒素全量又は尿素性窒素	一成分増すごとに五百円	
3 アンモニア性窒素、枸溶性燐酸、可溶性燐酸、水溶性燐酸、塩分、水溶性窒素 又は塩酸不溶解物(土砂)	一件につき	六千円
4 硝酸性窒素、燐酸全量又はアルカリ分 加里	二三百円	
5 硼素、苦土、珪酸、石灰又はマンガン 灰分	七百円	
6 遊離硫酸、亜硫酸又は亜硝酸 硫酸化物	四百円	
7 ビウレット性窒素、ジシアソジアミド	二百円	
8 一千四百円	四百円	

（手数料の徴収）	鳥取県パーキング・メーターワーク手数料条例	鳥取県条例第二号	鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県パーキング・メーターワーク手数料条例をここに公布する。
第一条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十三条第二項の規定に基づき、同法第四十九条第二項の「パーキング・メーター（以下「パーキング・メーター」という。）を作動させようとする者から手数料を徴収する。	第一條 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十三条第二項の規定に基づき、同法第四十九条第二項の「パーキング・メーター（以下「パーキング・メーター」という。）を作動させようとする者から手数料を徴収する。	第一條 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十三条第二項の規定に基づき、同法第四十九条第二項の「パーキング・メーター（以下「パーキング・メーター」という。）を作動させようとする者から手数料を徴収する。	第一條 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十三条第二項の規定に基づき、同法第四十九条第二項の「パーキング・メーター（以下「パーキング・メーター」という。）を作動させようとする者から手数料を徴収する。	第一條 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十三条第二項の規定に基づき、同法第四十九条第二項の「パーキング・メーター（以下「パーキング・メーター」という。）を作動させようとする者から手数料を徴収する。

（手数料の額）	一百円	五百円	千円	五百円
第二条 前条の手数料の額は、パーキング・メーターの作動一回につき百	五百円	五百円	五百円	五百円
一千円	一千円	一千円	一千円	一千円
二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
三千円	三千円	三千円	三千円	三千円

円とする。

(手数料の納付の時期等)

第三条 手数料は、パーキング・メーターを作動させようとする際、当該パーキング・メーターの手数料受納装置に、百円硬貨を投入して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る領収書は、発行しない。

(既納の手数料)

第四条 既に納付した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ三第二項第二号中「千分ノ六」を「千分ノ十」に改め、同条第三項中「割合」の下に「（其ノ割合ガ百分ノ八ヨリ少キトキハ百分ノ八十）」を加え、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ拘ラズ通算退職金ノ年額ハ通算退職年金ノ支給ヲ受クル者ニ付テ其ノ退職時ニ其ノ給付ヲ受クル事由ガ生ジテイタトシタ場合ニ於テ其ノ額ガ其ノ時以後ノ条例ノ改正ニ依リ改定セラレテイルナラバ其ノ改定セラレタル額ト同一ノ額トス

を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、九七三人」を「四、〇〇〇人」に、「五三人」を「五六四人」に改め、同項第五号中「二〇八人」を「二二三人」に改める。

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、九七三人」を「四、〇〇〇人」に、「五三人」を「五六四人」に改め、同項第五号中「二〇八人」を「二二三人」に改める。

第二十四条ノ四第四項中「第十八条ノ三第四項」を「第十八条ノ三第五

項」に改める。

第二十五条ノ七第一項に次の二号を加える。

五 外国政府職員トナル為県吏員等ヲ退職シ外国政府職員トシテ引続キ在職シタル者又ハ外国政府職員トシテ引続キ在職シ其ノ後ニ於テ県吏員等トナリタル者デ次ニ掲グル者ノ何レカニ該当スルモノ 当該外国政府職員トシテノ在職年月数

イ 任命権者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ノ要請ニ応ジ外国政府又ハ日本

本政府ガ其ノ運営ニ関与アリタル法人其ノ他ノ団体ノ職員トナル為
外国政府職員ヲ退職シ當該法人其ノ他ノ団体ノ職員トシテ昭和二十
年八月八日迄引続キ在職シタル者

ロ 外国政府職員トシテノ職務ニ起因スル負傷又ハ疾病ノ為外国政府
職員トシテ引続キ昭和二十年八月八日迄在職スルコト能ハザリシ者

第二十五条ノ七第二項中「第一号ニ掲グル者」を「第二号又ハ第五号ニ

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「年金条例」という。)第十八条ノ三第二項第二号の規定及び附則第十六条

の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第三十九号)第三条第一項第二号の規定は昭和四八年十一月一日から、その他の規定は昭和四十九年九月一日から適用する。

第二十五条ノ十六を第二十五条ノ十七とし、第二十五条ノ十三から第二十五条ノ十五までを一条ずつ繰り下げる、第二十五条ノ十二第一項中「並第二十五条ノ八」を「、第二十五条ノ八並第二十五条ノ十一」に改め、同条を第二十五条ノ十三とし、第二十五条ノ十一を第二十五条ノ十二とし、第二十五条ノ十の次に次の二条を加える。

第二十五条ノ十一 第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和五十

年三月鳥取県条例第四号以下「条例第四号」ト謂フ)ニ依ル改正後ノ第二十五条ノ七ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付テ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条ノ四第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和四十九年九月一日ヨリ」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和四十九年九月」ト読替ヘル

第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年(外国政府職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル条例第四号ニ依ル改正後ノ第二十五条ノ七ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付テ準用ス

3 改正後の年金条例第十八条ノ三第三項の規定は、昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年九月分以後適用する。

(通算退職年金の年額の改定等に関する特例措置)

4 昭和四十九年九月分以後の月分の年金条例第十八条ノ三の規定による通算退職年金の給付については、同条第二項第一号中「二十四万円」とあるのは、「二十七万八千六百四十円」と読み替えて、年金条例の規定を適用する。

5 昭和四十九年八月分の改正前の年金条例第十八条ノ三の規定による通算退職年金の給付については、その額が、同条第二項第一号中「二十四万円」とあるのを「二十七万八千六百四十円」に読み替えて改正前の年金条例の規定を適用するものとした場合に算定される額より少ないとときは、当該算定される額とする。

(外国政府職員期間等の在職年の通算に伴う退職年金及び遺族年金の年額の改定)

6 改正後の年金条例第二十五条ノ七(同条例第二十五条ノ十二及び第二十五条ノ十三において準用する場合を含む。)又は次項及び附則第八項の規定により退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられるべき年月数を有することとなる者に係る退職年金又は遺族年金については、昭和四十九年九月分以降、その年額を、改正後の年金条例並びに次項及び附則第八項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(年金条例施行前の在職年を有する者等についての特例)

7 年金条例第二十八条第一項又は第三十一条第一項の規定(以下この項において「在職年に関する経過規定」という。)により在職年の計算について従前の例によることとされた者で、年金条例の規定を適用したとしたならば恩給の基礎在職年に算入されることとなる在職年を有するも

の退職年金の基礎在職年の計算については、在職年に関する経過規定にかかわらず、年金条例の規定の例による。

8 年金条例第二十五条ノ四第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用により給すべき退職年金又は遺族年金について準用する。この場合において、年金条例第二十五条ノ四第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」とあるのは「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和四十九年九月一日ヨリ」と、同条第五項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十九年九月」と読み替えるものとする。

(刑に処せられたことにより恩給を受ける権利又は資格を失つた者の年金たる恩給を受ける権利の取得)

9 昭和二十年八月十五日以後に犯した罪により、旧陸軍軍法会議法(大正十年法律第八十五号)又は旧海軍軍法会議法(大正十年法律第九十一号)に基づく軍法会議(昭和二十年勅令第六百五十八号に基づく復員裁判所並びに昭和二十一年勅令第二百七十八号により軍法会議及び復員裁判所の後継裁判所又は上訴裁判所とされた裁判所を含む。次項において同じ。)において禁錮以上の刑に処せられ、年金条例第七条又は第十五条の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた県吏員等で、その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつたもののうち、恩赦法(昭和二十一年法律第二十号)同法施行前の恩赦に関する法令を含む。)の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者又はその遺族は、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号。以下「条例第四十五号」という。)附則第二項又は第三項の規

定の適用がある場合を除き、昭和四十九年九月一日から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

10 併合罪について併合して禁錮以上の刑（前項に規定する罪により軍法会議において処せられた刑以外の刑にあつては、三年（昭和二十二年五月二日以前にあつては二年）以下の懲役又は禁錮の刑に限る。）に処せられ、年金条例第七条又は第十五条の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた県吏員等のうち、その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた者が、併合罪中ある罪について大赦を受けた場合において、大赦を受けなかつた罪に当たるすべての行為が大赦を受けた罪に当たる行為に通常随伴するものであるときは、当該県吏員等又はその遺族は、条例第四十五号附則第二項若しくは第三項又は前項の規定の適用がある場合を除き、昭和四十九年九月一日

（同日以後併合罪中ある罪について大赦を受けた者については、大赦を受けた日の属する月の翌月の初日）から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十二条の規定により別に定められた刑が三年（昭和二十二年五月二日以前にあつては二年）を超える懲役又は禁錮の刑である場合は、この限りでない。

11 前二項の規定は、県吏員等の死亡後年金条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した遺族については、適用しない。

（鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の一部改正）

12 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（昭和四十六年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十五条ノ十一」を「第二十五条ノ十二」に改め

13 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十五条ノ十一及び第二十五条ノ十二」を「第二十五条ノ十二及び第二十五条ノ十三」に改める。

14 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十五条ノ十一及び第二十五条ノ十二」を「第二十五条ノ十二及び第二十五条ノ十三」に改める。

15 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（昭和四十八年十二月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二十五条ノ十二又は第二十五条ノ十三」を「第二十五条ノ十三又は第二十五条ノ十四」に改める。

16 恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 昭和四十九年八月分の第三条の規定による通算退職年金の給付については、その額が、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのを「二十七万八千六百四十円」に読み替えて同条の規定を適用するものとした場合に算定される額より少ないとときは、当該算定される額とする。

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第五号

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部を改正する条例

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「恩給」を「退職年金及び遺族年金」に改める。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（通算退職年金の年額の改定）

第三条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和四十九年九月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十七万八千六百四十円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第一条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年九月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乗じて待た金額

二 前項第一号に掲げる金額を二十四万円として同項の規定を適用した場合における通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を乗じて得た額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（昭和五十年三月鳥取県条例第四号）による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に

定める通算退職年金の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一
部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

第十五条中「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第四十六条の二」

に改める。

附則第三条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先だつて」を「規則で定めるところにより」に、「四百倍に相当する額」を「千倍に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる額の合計額が」を「各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い」に改め、第一号及び第二号を削る。

別表（備考を除く。）中「別表」を「別表（第八条、第十一条関係）」に改め、同表倍数の欄中「二八〇」を「三一三」に、「二四八」を「二七七」に、「二一九」を「二四五」に、「一九一」を「一一三」に、「一五六」を「一八四」に、「一四〇」を「一五六」に、「一一七」を「一三二」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「一七〇」を「三〇一」に、「一〇〇」を「二二三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年十一月一日から適用する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条第三項及び別表の規定は、昭和四十九年十一月一日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第三条第一項及び第二項の規定は、昭和四十九年十

一月一日以後に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に關して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に關しては、なお從前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻

三

鳥取県条例第七号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表の看護職員修学資金の項の次に次のように加える。

県内における理学療法士の充実に資するため、理学療法士養成施設を卒業した日から一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に理学療法士の免許を取得し、かつ、県内において	一 理学療法士養成施設を卒業した日から一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に理学療法士の免許を取得し、かつ、県内において
法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）第十一條第一号又は第二号に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定し	二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

金 貨	學 修	士 法	療 學
た理学療法士養成施設をいう。将来県内において理学療法士の業務に従事しようとするものに對して貸し付ける資金	以下同じ。）に在学する者で、引き続き修学資金の貸付を受ける期間の三分の三に相当する期間以上その業務に従事したとき。	業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	理学療法士の業務に従事して理学療法士の業務に従事し、引き続き修学資金の貸付を受ける期間の三分の三に相当する期間以上その業務に従事したとき。
は一部	全部	は一部	全部
債務の	債務の	債務の	債務の

本則の表の育英奨学資金の項の次に次のように加える。

ことができると認められる場合を除く。)。

鳥取県条例第八号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中
鳥取県立整肢学園
鳥取市
米子市
鳥取県立西
鳥取市
に、
鳥取県立西伯特別養護老人ホーム
西伯郡西伯町
鳥取市
鳥取市
鳥取県立中部特別養護老人ホーム
鳥取県立東部特別養護老人ホーム
鳥取市
鳥取市

金助奨学修程課制時定校学等高 勤労青少年の高等学校の定時 制の課程への修学を促進するた め、県内の高等学校の定時制の 課程に在学する勤労青少年で、 経済的理由により著しく修学が 困難なものに對して貸し付ける 資金		一 高等学校の定時制の課程を 卒業したとき、又は知事がこ れと同等の事由があると認め たとき。	二 死亡し、又は精神若しくは 身体に著しい障害を受けたた め貸付金を償還することがで きなくなったと認められると き(保証人が貸付金を償還す ることができると認められる 場合を除く。)。	一 高等学校の定時制の課程を 卒業したとき、又は知事がこ れと同等の事由があると認め たとき。 債務の
				全部又 は一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する條
例をここに公布する。

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十年三月十九日
第四条(見出しを含む。)中「鳥取県立整肢学園」の下に「及び鳥取県
立鳥取療育園」を加える。

第六条中「六千円」を「八千円」に改める。

鳥取県条例第九号

第八条の表中

鳥取県立西伯特別養護老人ホーム	西伯郡西伯町
鳥取県立東部特別養護老人ホーム	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
鳥取県立東部特別養護老人ホーム	西伯郡西伯町
鳥取県立中部特別養護老人ホーム	社会福祉法人鳥取県厚生事業団

災害遺児手当助成条例の一部を改正する条例

災害遺児手当助成条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

附 則

に改める。

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第一条の表の改正規定中鳥取県立鳥取療育園に関する部分及び第四条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

災害遺児手当助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行う」に、「別表第一診療報酬点数表(甲)」を「別表第四診療報酬点数表(乙)」に改める。

別表を次のように改める。
(第二条関係)

別表	区分	金額
一 予防接種	一人一回につき	二百五十円
二 BCG経皮接種	一人一回につき	二百五十円
三 ム塗布	一人一回につき	二十円
四 (1) 簡易塗布法	一人一回につき	八十円
四 (2) イオン・トレー法	一件につき	三十円
五 尿試験	一人一回につき	八十円
六 糖蛋白定性試験	一件につき	三十円
七 環境衛生試験	一人一回につき	五十円
八 室内環境試験	一人一回につき	五十円
九 空気試験	一成分につき	百五十円
九 (1) 検知管法によるもの	一成分につき	七百円
九 (2) その他のもの	一成分につき	五百円
十 照度、紫外線等測定	一測点につき	百円
十一 大気試験	一測点につき	三百円
十二 (1) 検知管法によるもの	一成分につき	五十円
十二 (2) 成分試験	一成分につき	五百円
十三 下水、河川水等	一件につき	八百円
十四 (1) 二酸化鉛法又はガス吸収法によるもの	一成分につき	八百円
十四 (2) その他のもの	一成分につき	八百円
十五 (1) ばいじん又は粉じん成分試験	一成分につき	八百円
十五 (2) ばいじん又は粉じん量測定	一測点につき	三百円
十六 国煙道測定	一成分につき	千五百円
十七 惡臭物質測定	一成分につき	千五百円
十八 (1) 比色法によるもの	一成分につき	千五百円
十八 (2) その他のもの	一成分につき	二千円
十九 騒音又は振動測定	一測点につき	三百円
二十 周波数測定	一測点につき	三百円
二十一 (1) その他のもの	一測点につき	五百円
二十二 一般試験	一測点につき	五百円
二十三 (1) 理化学的試験	一成分につき	八百円
二十三 (2) 細菌学的検査	一成分につき	四百円
二十四 (1) 定性試験	一成分につき	百円
二十四 (2) 定量試験	一成分につき	三百円
二十五 (1) 簡易水道用水又は上水道用水試験	一成分につき	五百円
二十五 (2) 全項目試験	一成分につき	八百円
二十六 定例試験	一件につき	五千円

3	浴水	(1) 定性試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの	一成分につき	三百円	六百円	七百円	千円
1	食品衛生試験	(2) 定量試験 細菌学的検査	一成分につき	三百円	六百円	七百円	一千円
2	食品成分規格試験(食品残留農薬試験を除く。)	(1) 理化学的試験 細菌学的検査	一件につき	三千円	二千円	一千円	五百円
4	理化学的試験	(2) 細菌学的試験 乳製品	一件につき	七百円	五百円	三百円	一百円
5	理化学的試験	(1) 定性試験 細菌学的検査	一件につき	三千円	二千円	一千円	五百円
6	理化学的試験	(2) 定量試験 細菌学的検査	一件につき	七百円	五百円	三百円	一百円
7	理化学的試験	(3) 栄養成分定量試験 ビタミン定量試験	一件につき	八百円	六百円	五百円	三百円
8	添加物試験	(4) 混入異物試験	一件につき	三千円	二千円	一千円	五百円
9	成分規格試験	(5) 使用基準試験	一件につき	四千円	二千五百円	一千五百円	七百円
10	器具又は容器包装試験	(1) 簡易なもの イ その他のもの	一件につき	七百円	五百円	三百円	一百円
11	理化学的試験	(2) 細菌学的検査	一件につき	三千円	二千円	一千円	五百円
12	細菌学的検査	(3) 清涼飲料水又は粉末清涼飲料	一件につき	七百円	五百円	三百円	一百円
13	冰雪又は氷塊		一件につき	七百円	五百円	三百円	一百円

(1) 塩化ビニール製品	一件につき	五千円
(2) その他のもの	一件につき	三千円
(2) 物理的試験	一件につき	三百円
(3) 化学的試験	一件につき	六百円
(4) 細菌学的検査	一件につき	七百円
6 おもちや又は洗浄剤試験	一件につき	五百円
(1) 成分規格試験	一件につき	三千円
(2) その他の試験	一件につき	三百円
7 鉱泉又は温泉試験	一件につき	六百円
(1) ラドン測定	一件につき	七百円
8 放射能試験	一件につき	五百円
(1) 小分析	一件につき	五百円
2 定量試験	一件につき	三千円
(1) 中分析	一件につき	三千円
1 空間線量測定	一件につき	五百円
2 全放射能測定	一件につき	五百円
九 公定書規格試験	一件につき	五百円
1 薬品試験	一件につき	五百円
2 定性試験	一件につき	五百円
3 定量試験	一件につき	五百円
十 衛生材料又は医療用具規格試験	一件につき	五百円
十一 化粧品試験	一件につき	五百円
十二 原料基準規格試験	一件につき	五百円
十三 定性試験	一件につき	五百円
十四 文書	二通につき	一千五百円
1 診断書	二通につき	一千五百円
2 試験成績書	二通につき	一千五百円
(1) 鉱泉又は温泉試験成績書	二通につき	一千五百円
(2) その他の試験成績書	二通につき	一千五百円
14.3 証明書	二通につき	一千五百円
14.3.1 証明書	二通につき	一千五百円
14.3.2 試験成績書	二通につき	一千五百円
14.3.3 診断書	二通につき	一千五百円
14.3.4 文書	二通につき	一千五百円
14.3.5 分離同定検査	二通につき	一千五百円
14.3.6 血清学的検査	二通につき	一千五百円
14.3.7 その他の試験又は検査	二通につき	一千五百円
14.3.8 その都度知事が定める額	二通につき	一千五百円
14.3.9 抗原につき	二通につき	一千五百円
14.3.10 一種目につき	二通につき	一千五百円
14.3.11 附則	二通につき	一千五百円
この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。	二通につき	一千五百円
鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。	二通につき	一千五百円
昭和五十年三月十九日	二通につき	一千五百円
鳥取県知事 平林鴻三	二通につき	一千五百円
鳥取県条例第十一号	二通につき	一千五百円
鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	二通につき	一千五百円
鳥取県営病院事業の設置等に関する条例 (昭和三十九年三月鳥取県条例)	二通につき	一千五百円

第十二条の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表を次のように改める。

について規則で定める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

名 称	位置	診 療 科 一 名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 理学療法科 放射線科 麻酔科	一般病床 結核病床
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 小児科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 理学療法科 放射線科 麻酔科	一般病床 受託伝染病床

第三条第二項を削り、同条第一項中「病院の利用については、別表第一」

を「前項の使用料又は手数料の額は、別表第一及び別表第二」に、「により使用料を徴収する」を「とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で規則で定めるものに係る使用料の額は、規則で定める額とする。

第三条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

病院の利用については、使用料又は手数料を徴収する。

第三条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、装用器具、電気器具等に係る使用料の額

別表第一(第三条関係)	診断料及び検案料	区 分	金額
健康診断	一件につき		四百八十円
恩給年金診断	一件につき		四百八十円
子宮ガン集団検診	一人につき	七百五十円の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額	
死体検案	一件につき		四百八十円
変死体検案	一件につき		四百八十円

二 分べん料

1 単胎の場合

一万八千円(午後五時から翌日の午前八時三十分までの間は、二万一千六百円)

2 多胎の場合

1の金額に一胎児を除く胎児一胎児につき九千円を加算した額

三 特別入院施設料

区 分	金額
甲	一床一日につき 三千五百円

鳥取県立中央病院

個室

乙 一床一日につき 千五百円

鳥取県立厚生病院

個室

甲 一床一日につき 千五百円
乙 一床一日につき 八百円

別表第二(第三条関係)

区	分	金額
普通診断書	一通につき	三百円
健康診断書	一通につき	二百円
恩給年金診断書	一通につき	千円
死亡診断書	一通につき	四百円
死体検案書	一通につき	四百円
変死体検案書	一通につき	六百円
生命保険金受領診断書	一通につき	千四百円
通院入院証明書	一通につき	二百円
療養費支払証明書	一通につき	八百円
自動車損害賠償責任保険医療証明書	一通につき	五百円
自動車入院証明書、療養費支払証明書及び自 明書	一通につき	二百円

附則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中特別入院施設料に関する部分は、規則で定める日から施行する。

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第一条関係)」に、

(イ) その他の分析

- (1) 一般定量分析
- (2) 特殊定量分析

を

(1) 一
特

五〇〇円

三〇〇円

一成分につき

八百円

五百円

三百円

他の分析

般定量分析

殊定量分析

(+) 引張試験又は曲げ試験

一件につき

二〇

区

分

金

額

(1) 直径二〇ミリメートル以下のもの
(2) 直径二〇ミリメートルをこえるもの

一件につき

三〇

○円

を

(+)

引張試験又は曲げ試験

一件につき

二〇

○円

三〇〇円
に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十三号

鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部を改正する条例
(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)
の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

分析	区	分	金	額
1 定性分析			一成分につき	三百円
(+) 一般定性分析			一成分につき	五百円
(+) 特殊定性分析			一成分につき	四百円
2 定量分析			一成分につき	三千円
(+) 一般定量分析			一成分につき	三千円
(+) 特殊定量分析			一成分につき	三千円
(1) ビタミンの分析			一成分につき	五千円
(2) 有機酸、糖質又は核酸の分離分析			一成分につき	五千円
(3) 食品添加物又は微量有害元素の分離分析			一成分につき	三千円
(4) アミノ酸の分離分析			一成分につき	三千円
(5) その他の分析			一成分につき	三千円
1 防ばい試験、貯蔵試験又は吸湿試験			一千二百円	
2 酶素試験又は微生物試験			三千円	
その他の試験			二千円	
その都度知事が定める額				

三 测定	
1 水素イオン濃度、融点又は 粘度の測定	一件につき 三百円
2 細菌数の測定	一件につき 七百円
3 その他の測定	一件につき 二百円
4 檢定	一件につき 三百円
1 実能による検定	一成分につき 五百円
2 機器による検定	その都度知事が定める額
3 各種研究	一通につき 百円
4 証明書	

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月
鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第五号） の一部を次のように改正する。	鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例をここに公布す る。	鳥取県立農業指導者養成所の項の次に次のように加える。 養成所の項の次に次のように加える。
第三条各号列記以外の部分中「みたす」を「満たす」に、「行なう」を 「行う」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号	鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第五号） の一部を次のように改正する。	果樹の栽培管理に必要な知識と技術 を授け、農村中堅実務者の養成を行 うこと。

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例

第三条各号列記以外の部分中「みたす」を「満たす」に、「行なう」を

「行う」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号

中「昭和五十年三月三十一日」の下に「(合併森林組合にあつては、昭和五十三年三月三十一日)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「行なわず」を「行わず」に改め、同条第

六号中「三万円」を「三万六千円」に改め、同条第七号中「三万円をこえる」を「三万六千円を超える」に改める。

第五条第一号イ中「三万円」を「三万六千円」に、「こえ五万八千円」を「超え六万五千円」に改め、同号ロ中「三万円」を「三万六千円」に、「五万八千円」を「六万五千円」に改める。

第十九条第三項中「五万八千円」を「六万五千円」に、「三万円」を「三万六千円」に改める。

第十九条の二第一項中「十四万五千円をこえる」を「十六万三千円を超える」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十一条第二項の表中

三万円をこえ五万八千円以下の場合	五万八千円をこえ七万七千円以下の場合
七万七千円をこえる場合	七万七千円をこえる場合

第二十一条第二項の表中

六万五千円を超える九万一千円以下の場合	九万一千円を超える場合
三万六千円を超える六万五千円以下の場合	六万五千円を超える九万一千円以下の場合

に改める。

附則第四項中「五万八千円をこえる」を「六万五千円を超える」に改める。

附則第五項中「三万円をこえる」を「三万六千円を超える」に改める。

附則第六項中「五万八千円」とあるのは「七万七千円」と、「三万円」とあるのは「四万三千円」と、「六万五千円」とあるのは「九万一千円」と、「三万六千円」とあるのは「五万六千円」とに改め、同項の表「五万八千円」を「六万五千円」に改める。

五万八千円をこえ七万七千円以下の場合

六万五千円を超える九万一千円を超える場合

中

を

表の第一種県営住宅の表中

四十八年

末恒第一

鳥取市伏野

ぱりが丘第二

鳥取市浜坂

八〇

に、

四十八年

成

ひばりが丘第二

鳥取市浜坂

八二

を

二十八年

ひ

四十八年

末恒

鳥取市伏野

智頭

四八

一六

五六

三〇

四八

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条の一関係）」に改め、同

附則第七項中「十四万五千円」を「十六万三千円」に、「十七万四千円」を「十九万五千円」に改める。

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

二十八年

二十八年

九万一千円を超える場合
五万六千円を超える場合
九万一千円を超える場合

に改める。

合
一千円以下の場合
五千円以下の場合
一千円以下の場合
合

七万七千円を超える場合
四万三千円を超える場合
七万七千円を超える場合

を

を

四八年

余子

青木第一

米子市青木

四八年

余子

青木

米子市青木

三〇

四八

三〇

四八

四九年

末恒第二

鳥取市伏野

四九年

緑が丘第三

八頭郡智頭町大字

四九年

米子市青木

四九年

境港市高松町

穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三及び賀露港

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二十六条関係)」に、

第三	東伯郡赤崎町大字出上	一〇
第四	鳥取市安長	二五
第五	岩美郡岩美町大字高山	五

に改める。

美第三	東伯郡赤崎町大字出上	一〇
-----	------------	----

を

四十九年	浦安	成美
四十九年	北野	西品
四十九年	高山	高草

代港第二及び田後港

高草第二、高草第三、賀露港及び西品治

鳥取市

に、網代港第一、網代港第二、田後港及び高山

美町

を

網代港第一、網代港第二、田後港及び高山

岩美町

に、

智頭第一、智頭第二、綠が丘第一

一及び綠が丘第二

智頭第一、智頭第二、綠が丘第一、綠が丘第二及び綠が丘第三

智頭町

を

野	智頭町	に、三明寺、高城及び小鴨
	倉吉市	を
	三明寺、高城、小鴨及び北	倉吉市

に、

東伯第一、東伯第二、浦安第一、浦安第二及び浦安第三

東伯町

を

東伯第一、東伯第二、浦安第一、浦安第二、

浦安第三及び浦安第四

東伯町

に、

庄内

名和町

を

庄内

伯南

名和町

日南町

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条、第五条第二号、附則第四項及び附則第五項の改正規定並びに別表第一の改正規定中第二種県営住宅の表のひばりが丘第二団地に

関する部分並びに次項から附則第四項までの規定 公布の日

二 第十九条第三項、第十九条の二第一項、第二十一条第二項、附則第六項及び附則第七項の改正規定 昭和五十年四月一日

三 別表第一の改正規定 (第一種県営住宅の表のひばりが丘第二団地に

関する部分を除く。) 及び別表第二の改正規定 規則で定める日
(経過措置)

2 この条例の公布の日(以下「施行日」という。)前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第五条第二号に規定する収入の基準については、改正後の条例第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の条例第四条に規定する事由がある場合において施行日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

3 施行日から昭和五十年三月三十一日までの間ににおいて県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同年四月一日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準については、条例第二条第八号の規定にかかわらず、同年三月三十一日以前に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の基準の例による。

4 改正後の条例第四条に規定する事由がある場合において、施行日から昭和五十年三月三十一日までの間において県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同年四月一日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準については、条例第二条第八号の規定にかかわらず、

同年三月三十一日以前に入居者の決定がされることとなる場合における
当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の基準の例による。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここ公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥
取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第一号中「こえ十四万三千円」を「超え十六万
三千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正
する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を
改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正
する条例

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三

鳥取県条例第十八号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十一年三月鳥取県条例第十四号）の一
部を次のように改正する。

十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のよう改正する。

第八条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

第九条中「給付基礎額の六十倍に相当する額」を「九万円に給付基礎額の三十倍に相当する額を加えた額」に改める。

別表中「別表(第五条、第七条関係)」に改め、同表倍数の欄中「二八〇」を「三一三」に、「二四八」を「二七七」に、「二二九」を「二四五」に、「一九一」を「一一三」に、「一六五」を「一八四」に、「一四〇」を「一五六」に、「一一七」を「一三一」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「一七〇」を「三〇一」に、「一〇〇」を「一一三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族給付年金の最初の支払に先立つて申し出たときは、給付基礎額の四百倍に相当する額を一時金として」を「申し出たときは、一時金(以下この条において「前

払一時金」という。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申出は、遺族給付年金の最初の支払に先立つてしなければならない。ただし、既に遺族給付年金の支払を受けた場合であつても、当該遺族給付年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

附則第八条第三項中「第一項の一時金は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十六年七月鳥取県条例第三十三号)」を「前払一時金は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例(昭和五十年三月鳥取県条例第十九号)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の申出は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者がするものとする。

4 第一項の申出は、同一の災害について二回以上することはできない。

5 前払一時金の額は、給付基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから第一項の申出をする者が同項の申出において選択した額とする。ただし、当該申出が第二項ただし書の規定によりされる場合には、給付基礎額の千倍に相当する額から当該申出がされる日の属する月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額を差し引いた額を超えることができない。

6 前払一時金が支給される場合における当該協力援助者の死亡に係る遺族給付年金は、当該遺族給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第一項の申出が第二項ただし書の規定によりされた場

合には、当該申出がされた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき遺族給付年金の額(前払一時金が支給された月以後の最初の遺族給付年金の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族給付年金については、その額を、一に当該最初の遺族給付年金の支払期月から当該各月までの年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)1年につき百分の五をえた数で除して得た額)の合計額が当該前払一時金の額に達する月まで、その支給を停止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年十一月一日から適用する。

2 第一条の規定による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

3 当分の間、新条例第九条の規定による額が給付基礎額の六十倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する額を葬祭給付の金額とする。

4 第二条の規定による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に給付の事由が生じた遺族給付年金について適用し、同日前に給付の事由が生じた遺族給付年金については、なお従前の例による。

鳥取県警察證明書交付手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十号

鳥取県警察證明書交付手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察證明書交付手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「證明書交付手数料」を「證明手数料」に改める。
別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に、「三百円」を「五百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

風俗営業取等締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十一号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。

風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第九号）の一
部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二十九条、第三十条関係）」
に改め、同表の中「吉方」の下に「、南吉方一丁目、南吉方二丁目」を
加え、「吉成、富安」を「興南町、吉成、富安、富安一丁目、富安二丁目、
扇町、幸町、天神町」に改め、同表の四中「蓮池町」の下に「、湊町、元
町」を加える。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第三十四条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第三十五条、第三十六条関係）」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十二号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）

第五条の表中

鳥取県立米子皆生学園	米子市
------------	-----

鳥取県立鳥取

を

養護学校	鳥取市
養護学校	米子市

に改める。

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十三号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第
三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項の表中

米子港旗

ケ崎地区	四十ヘクタール
米子港旗ヶ崎地区	四十ヘクタール
境港外港竹内地区	百十三ヘクター

ルに改める。

別表中「別表」を「別表(第七条関係)」に改め、同表の一の表中「四円五十銭」を「七円」に、「こえて」を「超えて」に、「九円」を「十四円」に改め、同表の二の表中「五千円」を「六千円」に、「こえ」を「超え」に、「五千五百円」を「六千五百円」に、「六千円」を「八千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第二十四号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)

昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部」を「、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園」に改め、

同条第二項中「校長」の下に「(園長を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。